

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第76回）議事録

第1 開催日時及び場所

令和4年1月26日（水）14：00～14：30

Web審議による開催.

第2 出席した委員（敬称略）

佐々木 百合（分科会長）、島村 博之（分科会長代理）、実積 寿也、
巽 智彦、谷川 史郎、三浦 佳子

（以上6名）

第3 出席した関係職員等

今川郵政行政部長、高田企画課長

事務局：福田情報流通行政局総務課課長補佐

第4 議題

諮問事項

独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第
18条の2第3項の規定に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第
18条の3第3項の規定に基づく拠出金の額及び徴収方法の認可【諮問第
1222号】

開 会

○佐々木分科会長 ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会第76回を開催いたします。

本日は、Web審議を開催しており、委員7名中6名、現在5名ですか、出席されておりますので、定足数を満たしております。Web審議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにして、名のってから御発言をお願いいたします。

それでは、お手元の議事に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の議題は、諮問事項1件でございます。諮問第1222号「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第18条の2第3項の規定に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第18条の3第3項の規定に基づく拠出金の額及び徴収方法の認可」について、総務省から説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○高田企画課長 よろしく申し上げます。私、総務省郵政行政部企画課長の高田でございます。

お手元資料76-1につきまして、御説明申し上げます。

まず、表紙に目次がございます、資料2つございます。資料76-1-1、諮問書、それから資料76-1-2、御説明資料でございます。

まず、概要につきまして、資料76-1-2に基づいて御説明させていただきます。

資料の26ページをお開きください。

1枚おめくりいただきまして、27ページを御覧ください。

郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金・拠出金制度についてでございます。

こちらは、冒頭でございますとおり、平成30年6月の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律によりまして行うものでございます。平成31年4月から、この改正法に基づいて、この拠出金の徴収・交付金の交付が実施されております。

具体的には、こちらの下の図の1、ユニバーサルサービスのコスト負担方法を御覧ください。左でございますけれども、制度創設前として、日本郵便と関連銀行・関連保険会社との間の「民・民」の契約に基づく委託手数料の支払いと記載されてございます。郵政事業を提供している者として、現在、日本郵便、ゆうちょ銀行、かんぽ生命がでございます。日本郵便は、郵便事業と郵便局ネットワークの維持を行っておりまして、ゆうちょ銀行、かんぽ生命はそれぞれ銀行窓口業務、保険窓口業務を、この日本郵便に委託して、それにかかる費用として委託手数料を支払っている関係にございました。

郵便局ネットワークの維持は法律で定まっております責務ですけれども、ただ、この委託手数料が民・民の交渉によって定まるものですから、将来的に額が不確定なおそれがあることもございまして、この郵便局ネットワークの維持に必要な費用のうち、不可欠な費用につきましては、交付金・拠出金で賄うのがこの制度の趣旨でございます。

同じ資料の右の制度創設後の欄を御覧ください。不可欠な費用につきましては、今申しましたとおり、交付金・拠出金制度で賄う。それ以外の費用につきましては、従前どおり民・民の契約で決定することになっております。

今申しました構造が、2、交付金・拠出金制度の構造でございます。日本郵便、ゆうちょ銀行、かんぽ生命、この3者で郵便局のネットワークを維持する。日本郵便に対して、窓口業務を委託しているゆうちょ銀行、かんぽ生命が拠出金を、この郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、名称が長いので、私も「郵政管理・支援機構」と呼んでいますけれど、こちらに拠出をした上で、郵便局を維持しております日本郵便に交付金を支払う構造となっております。

今回お諮りしますのは、当該機構が、交付金の額と拠出金の額を算定して、その額や交付方法・徴収方法について総務大臣の認可を得ることについてでございます。これは審議会への諮問事項となっております次第でございます。

次のページ、28ページでございますけれど、令和4年度、来年度における交付金・拠出金の額等の認可申請の内容でございます。

冒頭でございます令和4年度における交付金・拠出金の額でございますけれども、表中、まず一番上にありますのが「不可欠な費用」の額、これが郵便局ネットワークを維持するための不可欠な費用の額として3者で賄うべき額でございます。こちらの算出につきましては、29ページ以降で御説明いたしますけれど、合計額を4,138億円と算出されたところでございます。

次の交付金でございますけれども、こちらは、郵便局ネットワークを維持するのに不可欠な費用の額から日本郵便に係る按分額を除きまして、ゆうちょ銀行、かんぽ生命が負担すべき額の合計額ですけれども、こちらは2,808億円となっております。この2,808億円を、ゆうちょ銀行、かんぽ生命それぞれがどのように負担するかが次の拠出金でございますけれども、こちらも計算方法は次ページ以降で御説明いたしますけれども、金額といたしましては、ゆうちょ銀行が2,307億円、かんぽ生命が502億円となっております。

御参考までに、右に令和3年度つまり本年度の額を書いておりますけれど、不可欠な費用が4,250億円、交付金が2,910億円、拠出金がゆうちょ銀行2,370億円、かんぽ生命が540億円であり、来年度つまり令和4年度における額は若干減った形になります。具体的な計算方法は次のページ以降で御説明いたしますが、変動要因といたしましては、このページの28ページの一番下に変動要因としてまとめております。コロナ禍で、窓口の営業時間を短縮しましたので、人件費の減少もありまして、不可欠な費用が減少しました。その結果、交付金の額、拠出金の額等がいずれも減っております。

続きまして、具体的な算出方法でございますけれども、1枚おめくりいただきまして29ページでございます。交付金の算定方法です。

まず、不可欠な費用の算出方法でございますけれど、真ん中に省令の概要があります。これを御覧ください。①、②として郵便局の性格ごとに算出しまして、それを合わせた額としております。

まず、①郵便局約2万局とございます。これは、日本郵便が直営で経営する郵便局でございますけれど、この2万局につきましては、この郵便局ネットワークを最小限度の規模の郵便局により構成するものとした場合の費用としております。郵便局の規模については、都会の大規模なものから様々な規模の郵便局がございますけれど、最小限度となりますと、最も小さい郵便局は、局長1人・職員1人の合計2名で運営している2人

局となります。ゆえに、この2万局につきまして、2人局で構成されると仮定した場合の費用を計算しております。

費用の内訳につきましては、下にございます①郵便局における費用を御覧ください。4つございまして、1番目は人件費、2番目が賃借料、工事費等、維持費用です。3番目が現金の輸送・管理費用、それから4番目が固定資産税・事業所税となっております。

次に、②簡易郵便局4,000局でございます。簡易郵便局とは、郵便局の業務が他の人、例えば農協などに委託されて運営されている郵便局でございます。こちらにつきましては、最少限度の委託に要する費用として固定費を想定しており、規模や業務量に応じて増減する変動費は含めず固定費を基に算出しております。

具体的な金額につきましては、1枚おめくりいただきまして、30ページを御覧ください。

交付金の額が、冒頭申しましたとおり、2,800億円余りとなっております。こちらは、不可欠な額4,138億円から、日本郵便に係る按分額を引いたものですが、この不可欠な費用の額につきましては、下のとおり算出しております。

まず、郵便局における費用、大きく分けて4つございまして、人件費として、2名局が2万局あった場合のコストで■■■■円、郵便局の維持に要する費用が■■■■円、現金の輸送・管理費が■■■■円、それから固定資産税・事業所税が■■■■円となっております。これに簡易郵便局への最少限度の委託費用が■■■■円と算出されておりますので、この合計額4,138億円を不可欠な費用の額としております。それから、日本郵便に係る按分額すなわち3者で負担すべき額のうち日本郵便にかかわる額を引いておりますけれど、この日本郵便に係る額が1,330億円となっております。

では、日本郵便、ゆうちょ銀行、かんぽ生命が、どのようにこの4,138億を分担するか、負担するかを按分した計算が次の31ページ「拠出金の算定方法について」でございまして。

まず、資料下の左に省令の概要とございまして、左に不可欠な費用、つまり今御説明いたしました5つの費用を並べております。これにつきまして、真ん中の括弧ですけれども、各窓口業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の度合で按分しております。

上からいきますと、人件費と賃借料等の一部につきましては、利用者の範囲や利用状況を勘案して、各窓口業務において見込まれる利用者による郵便局の利用の度合で按分しております。それから、賃借料等の一部、現金の輸送・管理費、固定資産税等は、日本郵便の業務区分別収支の整理方法に準じる方法で按分しております。それから、事務費につきましては、各窓口業務ごとに各費用を按分した額の合計額で按分しております。これらの具体的な算出結果につきましては、次の32ページ「拠出金の額」に記載してございます。

左から申しますと、先ほど申しました不可欠な費用、それぞれ5点ございまして、これらにつきまして、郵便局ネットワークの利用の度合によって按分するとされてございまして、人件費と賃借料等の一部につきましては、ユーザーの割合に応じた按分としております。ただ、郵便窓口ですが、郵便事業自体は利用者登録等ございませぬので、15歳以上でしたらほぼ使うことを前提に、15歳以上の人口約1.1億人をユーザー

としております。貯金窓口につきましては、貯金口座数で、これが[]でございますので、それをユーザー数としております。保険窓口につきましては、保有契約数が[]件でございますので、これをユーザー数としております。こちらのアとイの一部の合計が[]ほどになりますので、それぞれ15歳以上人口、貯金口座数、保険契約数で按分した結果、郵便窓口業務について1,230億、銀行窓口業務について1,960億、保険窓口業務について270億という按分結果となっております。

それから、賃借料等の残部、現金の輸送・管理費、固定資産税・事務所税につきましては、こちらは郵便窓口業務、銀行窓口業務、保険窓口業務それぞれの占有面積等を基に按分しております。

それから最後の事務経費でございますけれども、各窓口業務にそれぞれの費用を按分した額の合計額に応じて按分しております。

これらの合計が、一番右の按分して得た額になります。日本郵便が1,330億、ゆうちょ銀行が2,307億、かんぽ生命が502億というふうになっております。これが、ゆうちょ銀行の拠出金額2,307億円、かんぽ生命の拠出金額502億円の結果になっております。

今回の申請においては、拠出金、交付金の金額に加えまして、交付金の交付方法・拠出金の徴収方法についても申請されております。それらをまとめたものが33ページになります。御覧ください。

交付金、拠出金の徴収方法等でございます。

まず、交付金で申しますと、交付金の交付手段でございます。こちらにつきましては、日本郵便名義の口座に交付金を各月に毎月分割して支払うとなっております。交付期限が毎月の月末でございます。これにつきましては、一つ飛ばしていただきまして、(4)に記載の安全管理措置を講じております。[]

[]となっております。こちらにつきましては、拠出金も同様な措置を取るとなっているところでございます。

以上が、認可申請の概要になっております。

この認可申請につきまして、私どもで審査した結果でございますけれども、資料76-1-1、諮問書にお戻りいただけますでしょうか。諮問書の3ページでございます。審査結果でございます。

まず、3ページ、第1、交付金の額及び交付方法でございます。審査基準、幾つかございます。まず1番目が、交付金の額が法令の規定に基づく方法に基づき算出されていることでございます。これにつきましては、更に項目が分かれております。1番目といたしまして、この交付金の額が不可欠な費用の額から日本郵便株式会社に係る額を控除して得た額とされていることについては、審査結果、適としております。

それから2つ目といたしまして、郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、あまねく全国において郵便局で郵政事業のユニバーサルサービスが利用できるようにするために不可欠な費用の額が適切に算定されていることですが、適切な算定と認められるため、適としております。

1枚おめくりいただきまして、4ページでございます。2つ目の項目としまして、ページ真ん中に、交付方法が郵便局ネットワークの維持の支援の観点等から適切である

ことがございます。こちらも、いずれも適としてございます。

3番目でございますけれども、申請が法令の規定に適合していることとございますけれども、こちらは形式になりますが、いずれの項目も適と審査してございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、第2、拠出金の額及び徴収方法でございます。

こちら審査基準ございまして、審査基準の1が、拠出金の額が法令の規定に基づき算定されていることとございまして、これは、拠出金の額が、不可欠な費用の額と機構の事務費の額の相当額の合計額を、郵便局ネットワークの利用の度合に応じて按分して得た額のうち、関連銀行及び関連保険会社に係る額とされていることとございます。こちらの項目も、いずれも適と審査しております。

それから1枚めくっていただきまして、6ページ目でございます。

審査項目の2つ目で、徴収方法が交付金の円滑な交付の観点等から適切であることについても、適として審査しております。

それから3番目、申請が法令の規定に適合していることとございまして、こちら形式の関係でございますけれども、審査の結果、適としております。

このような審査結果とございまして、1ページにお戻りください。諮問書でございますけれども、申請の内容が関係法令の関係規定に適合していると認められることから、申請のとおり認可することとしたいということで諮問させていただく次第でございます。

以上でございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御意見、御質問がございましたら、チャット機能にお申し出ください。谷川委員、どうぞ。

○谷川委員 谷川です。この審議は初めて参加なので、ちょっとプリミティブなことで1点確認させてください。

2人局とは、実際何局ぐらいあるものなのか、また、局長と郵便局員1名とは、法律で決まっている前提で2名という枠組みがあるものなのでしょうか。この2点を教えていただければと思います。

○佐々木分科会長 それでは、総務省からお願いします。

○高田企画課長 郵政行政部の高田でございます。

まず、2名局が全国どれぐらいの数があるかとございますが、全国で[]局ほどございます。

それから局の構成でございますけれども、局の構成については、特に法律等で定めがあるわけではございません。

以上でございます。

○谷川委員 ありがとうございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

そのほか、ございますでしょうか。ございましたら、チャットにお願いいたします。

では、巽委員、お願いします。

○巽委員 巽でございます。今の谷川委員の御質問の続きですけれども、法律等で、簡易郵便局、郵便局の数が決まってないということは、要するに日本郵便の判断でユニ

バーサルサービスに必要な郵便局、簡易郵便局の数について決められているとのことではよろしいでしょうか。

○佐々木分科会長 では、総務省、お願いいたします。

○高田企画課長 総務省の高田です。日本郵便株式会社法がございまして、その第6条で郵便局の設置に関する規定があり、「会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない」とあります。具体的には総務省令においてですが、各市町村に1つ置くこと等、幾つかございますけれど、特に過疎地においては、現に存する郵便局ネットワークの水準を維持することを旨とすることと規定されてございます。

ですから、その範囲内に基づいて配置が決められているということでございます。

○異委員 なるほど。法令で外枠は決まっているということですか。ありがとうございます。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

そのほか、御意見、御質問ございましたら、チャット機能にてお申し出ください。よろしいでしょうか。

ほかに御意見などございませぬようでしたら、諮問第1222号につきましては、お手元の答申案のとおり答申したいと思っておりますが、こちらについていかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局(福田) 先ほど三浦委員がチャット機能に書き込みをされていたようですが、大丈夫でしょうか。

○三浦委員 三浦です。意見というほどではないのですが、私も今回初めてでしたが、御説明を聞かせて頂き、関係者の皆さんが、いろいろ御苦労されていることはよく分かりました。とにかく郵便局は、どんな限界地域の方にもそれこそユニバーサルサービスということで、広くあまねく、御協力を頂いているので、私が全ての消費者を代表しているのではありませんが、今後もよろしくお願ひしたいという1点と、それから、「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」自体の健全な運営もちゃんと見ていただいているとのことなので、そこもしっかりご継続いただきたいなと感じました。

以上でございます。特に異議はございません。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

実積委員もコメントということですので、どうぞ。

○実積委員 すいません、実積です。

今回の件に関しては全く同意ですけれども、郵便局ネットワークというものが社会インフラとして大事であると感じておりまして、特に過疎地においては、銀行とかがどんどん撤退していく中で、最後に残った砦という意味があつたりします。それは、いわゆる金融排除と言われている問題に該当しますし、それからコンビニの撤退とか新聞販売店が配れないなどの事態も発生していると伺っています。今回の制度は、郵便局の基本的なネットワークの維持のために、貯金とか保険の会社から拋出していただくことなのでしょうけれども、それ以外に、今後、郵便局がインフラとして最後の砦となりつつある状況を踏まえて、今後の長期的な課題として拋出者の範囲を拡大することを少し念頭

に置いて、今後の政策とか進めていっていただければと思っています。そのためには、恐らく制度改正を行う必要があると思いますが、そういった方法について少し検討を続けていっていただきたいなという希望を持っています。

以上になります。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。これについては、よろしいでしょうか。コメントということでしたので、ありがとうございます。

それでは、答申に関しましては、現在6名と定足数も満たしていますので、お認めいただいたということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、案のとおり答申することといたします。

以上で、本日の審議は終了になります。委員の皆様から、全体通しまして何かございますでしょうか。

事務局からはいかがでしょうか。

○事務局（福田） 事務局でございます。次回の郵政行政分科会についてですけれども、また別途、御連絡をさしあげますので、皆様方、よろしく願いいたします。

それからもう1点、冒頭ご出席できなかった委員におかれましては早い時間に入室いただきましたので、改めてご連絡させていただきます。先に進めてしまいまして、失礼いたしました。

以上です。

○佐々木分科会長 ありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。皆様、ありがとうございました。

閉 会